

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

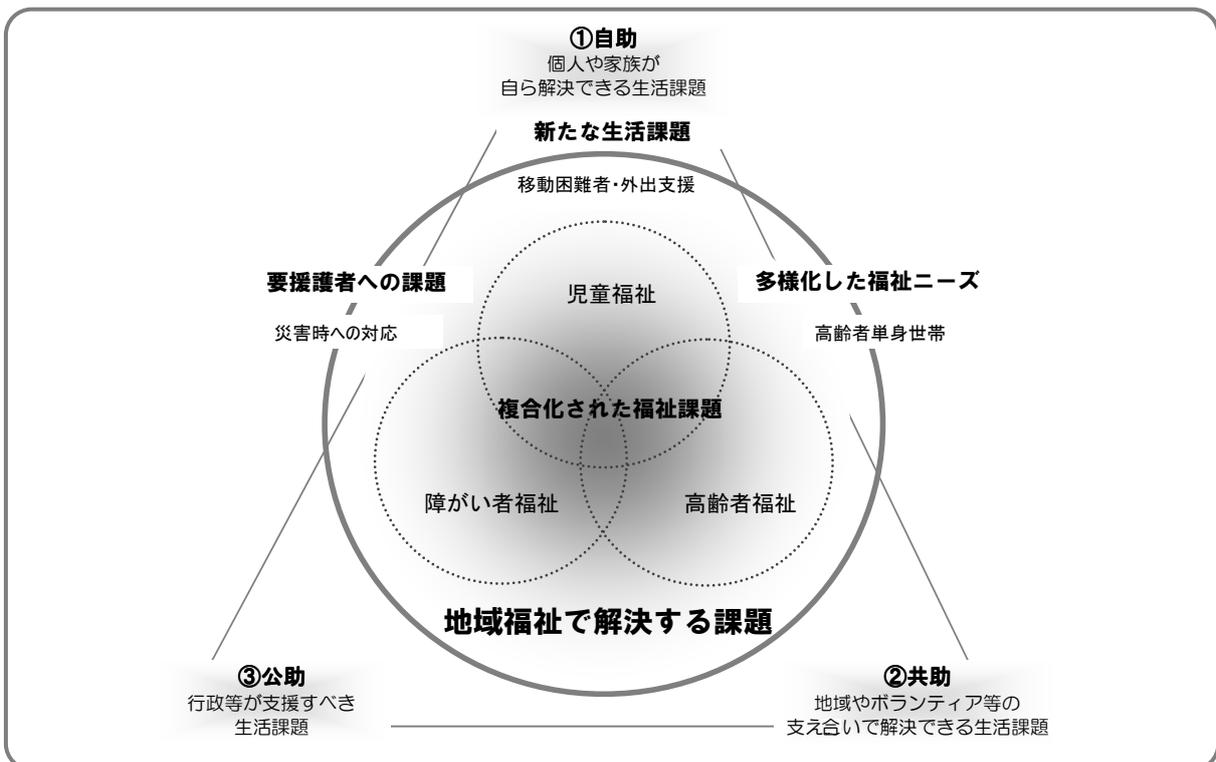
1) 地域福祉とは

一般に福祉というと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。これまでは、こうした対象者別にそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

しかし、本来「福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいなどの有無にとらわれず、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをつくり、それを持続させていくこととされています。そのためには、さまざまな日常生活上発生する諸問題（生活課題）に対して、①個人（市民一人ひとり）や家族が自ら解決すること（自助）、②地域やボランティア等による支え合い活動（共助）、③行政等による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

このように、市民一人ひとり・地域で活動している団体・行政が連携し、さまざまな問題の解決に向けて取り組むことにより、誰もが安心して自分らしい生活を送る事ができる地域をつくり上げていくこと、このような考え方や取組を「地域福祉」といいます。

■地域課題に対応する「自助」「共助」「公助」の連携イメージ



2) 第2期地域福祉計画の策定について

本市では、平成12年の社会福祉法の改正に伴い、平成17年度から平成19年度にわたって学区別懇談会を実施するなど、地域のさまざまな福祉に関する課題や解決策を話し合い、平成19年3月に「人がともに支えあい 安心して暮らせるまち やす」を基本理念とする「野洲市地域福祉計画」(第1期計画)を策定し、地域福祉を総合的に推進してきました。

平成23年3月には、東日本大震災が起こり、あらためて地域によるコミュニティの必要性が再認識され、今後、地域福祉を推進していく中で、日常からのつながりの構築や要援護者が安心して地域で生活できる支援体制の構築も求められています。

このような社会状況の中、平成19年度に策定した第1期計画が平成25年度に終了することから、平成25年度に一般市民へアンケート調査を実施し、現在の地域福祉の課題を明らかにするとともに、市民ニーズを把握しながら、「人がともに支えあい 安心して暮らせるまち やす」を基本理念とする「第2期野洲市地域福祉計画」を策定しました。

3) 地域福祉の必要性

少子高齢社会を迎えたわが国では、厳しい経済情勢の中で、国民の意識や価値観、さらには生活課題が多様化し、社会状況が大きく変化しています。その中でも私たちの暮らしは生活環境も整備され、さまざまな物や情報が手にとれる豊かな時代へと変化してきました。しかしその一方で、その豊かさはライフスタイルや価値観の多様化をもたらしています。これらの暮らしは、人々に多くの利便性を与えてくれる一方、無縁社会と呼ばれる環境をつくり、孤独や孤立など新たな社会問題を生み出しています。

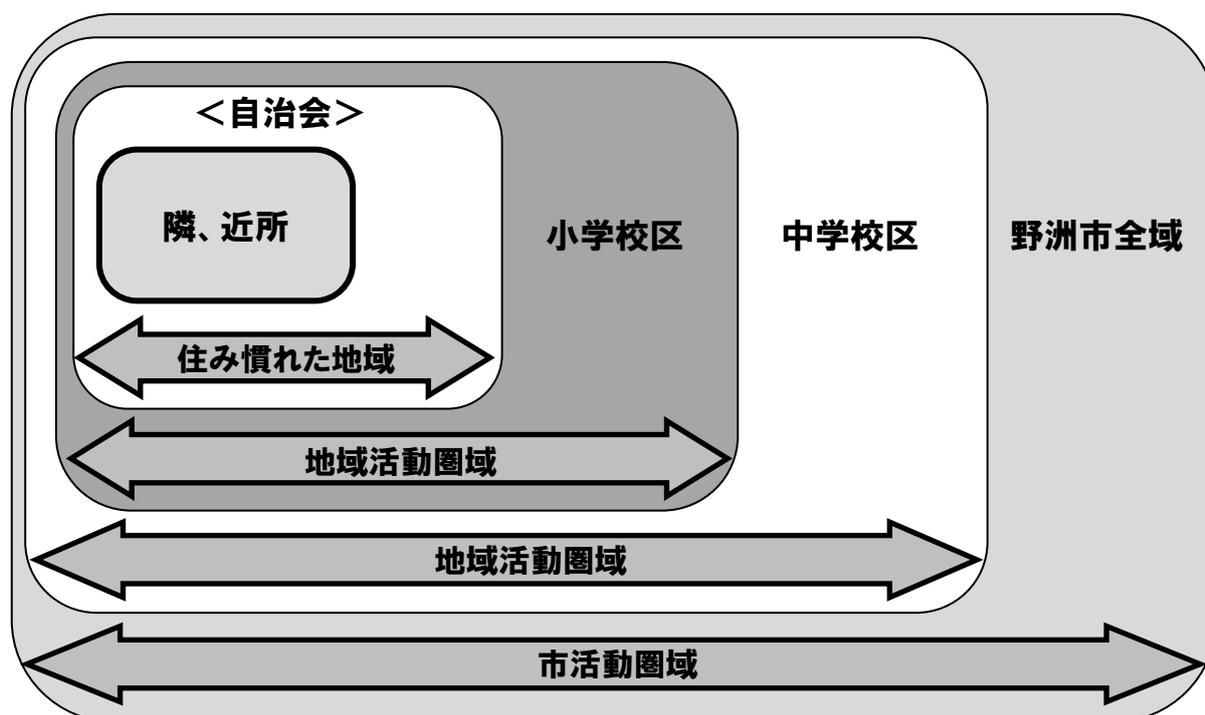
また、豊かな社会の反面、生活格差の拡大、自殺者やいじめ、虐待の増加などが私たちの日々の暮らしの大きな社会問題となっています。

本市も例外ではなく、少子高齢社会、核家族化と相まって、家庭や地域でのつながりにも変化が見られています。また、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て家庭をはじめ、私たちの生活を取り巻く身近な環境からも、さまざまな課題が見受けられるようになりました。今日までこのような課題の多くは、行政や社会福祉協議会、事業者が提供する福祉サービスによって対応されてきましたが、暮らしの変化に伴う多様な生活課題や、個別の福祉課題は「制度の谷間」となることが多く、行政などによる福祉サービスだけでは対応が難しい状況となっています。

このような中、本市においては「豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎの

あるまち」の理念のもとに、住み慣れた地域社会の中で、高齢者を敬い、家族や近隣の人々、知人、友人などとのつながりを築き、地域に暮らす人々が、お互いの幸せを願い、困りごとや不自由さに気づき、支え合うことで、誰もが自分らしく誇りを持ち、心の豊かさも育むことができる「地域福祉」が根づいた社会をより一層推進する必要があります。

■野洲市における「地域」のイメージ



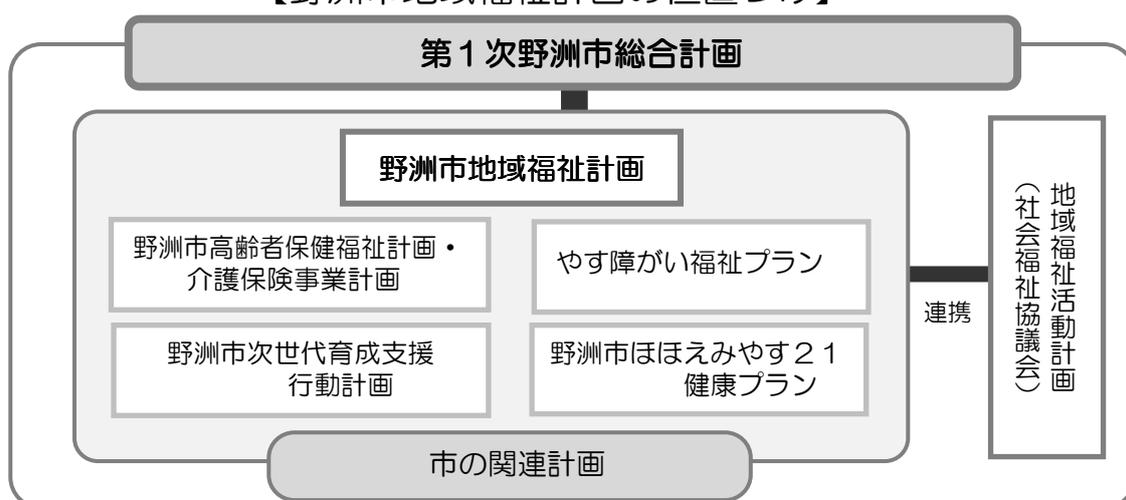
2. 計画の位置づけ

1) 各計画等との関係

本市では、「第1次野洲市総合計画」のもと、高齢者等が住み慣れた地域で安心して、健やかで自立した生活が送れるよう支援する「野洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、子育て中の家庭を行政や身近な地域で支える「野洲市次世代育成支援行動計画」、障がいのある人が地域であたりまえの生活が送れるよう支援する「やす障がい福祉プラン(野洲市障がい者基本計画・野洲市障がい福祉計画)」等の計画について策定が行われ、計画に基づき具体的な施策が実施されています。地域福祉計画は、これらの個別計画に共通する地域福祉の基本理念、基本目標、取組の方向性を示すものです。

地域福祉計画の見直しにあたっては、各種計画を横断的につなげるとともに、各計画の対象とならない部分について、市民や福祉関係者、事業者、NPO団体、社会福祉協議会、行政など（以下 市民、関係団体、行政等）が協働し、地域福祉の取組を充実させていくことが重要です。さらに、国の地域福祉計画策定に関する通知や「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」にある、災害時における要援護者支援や多様な福祉課題への対応なども踏まえるとともに、実際に家庭・市民が主体となって地域福祉を実施していくにあたり、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携も図ります。

【野洲市地域福祉計画の位置づけ】



2) 法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

社会福祉法(抄)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

なお、平成 19 年 8 月 10 日付社援発第 0810001 号厚生労働省社会・援護局長通知により、上記の(1)～(3)のほか、次の事項を盛り込むことが定められている。

ア 要援護者の把握に関する事項

- ・要援護者の把握方法

イ 要援護者情報の共有に関する事項

- ・関係機関間の情報共有方法
- ・情報の更新

ウ 要援護者の支援に関する事項

- ・日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
- ・緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間とします。

また、福祉をはじめとするさまざまな生活関連分野における社会情勢の変化や福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画及び関連計画の期間

平成 18 年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	第1次総合計画(前期計画) (平成 19～23 年度)					第1次総合計画(新計画) (平成 24～32 年度)								
	第1期地域福祉計画 (平成 19～25 年度)							第2期地域福祉計画 (平成 26～32 年度)						
				第1期地域福祉活動計画 (平成 22 年～26 年度)										
	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第3期)	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第4期)	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第5期)	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第6期)										
	障がい者福祉計画 (平成 19～23 年度)				改 訂	障がい者基本計画(平成 25～32 年度)								
	第1期障がい福祉 計画	第2期障がい福祉 計画	第3期障がい福祉 計画											
	次世代育成支援行動計画(前期)		次世代育成支援行動計画(後期)				子ども・子育て支援事業計画							
	ほほえみやす 21 健康プラン(平成 20～29 年度)													

4. 計画策定の体制

本計画については、以下の体制で策定作業を進めました。

■地域福祉計画の策定体制

